

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上越地域学校教育支援センター
- 3 代表者の氏名
小林 毅夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町5丁目5番9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上越地域の児童・生徒の教育を負託する学校教育機関に対して、その教育活動の充実を補助するため各種学習情報の提供やボランティアの派遣などの支援を行うとともに、これらの支援活動を通じた地域住民の自己研鑽の場を提供することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 子どもの健全育成を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(活動の種類) 第4条 (略) ① 特定非営利活動促進法第2条別表第13号(子どもの健全育成を図る活動) ② (略)	(活動の種類) 第4条 (略) ① 特定非営利活動促進法第2条別表第11号(子どもの健全育成を図る活動) ② (略)
(総会の権能) 第20条 (略) ①～③ (略) ④ 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更 ⑤ 事業報告及び活動決算の承認 ⑥ (略)	(総会の権能) 第20条 (略) ①～③ (略) ④ 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更 ⑤ 事業報告及び収支決算の承認 ⑥ (略)
(備え付け書類) 第34条 (略) 2 (略) ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および活動計算書 ②～④ (略)	(備え付け書類) 第34条 (略) 2 (略) ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表および収支計算書 ②～④ (略)
(活動予算及び決算) 第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。 2 活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業	(収支予算及び決算) 第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業

報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

3 (略)

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

3 (略)

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。